

農地中間管理事業に係る平成30年度の取組方針

公益社団法人千葉県園芸協会

(1) 農地中間管理事業を活用した農地集積目標及び重点推進地区の設定

ア 農地中間管理事業の活用による集積目標

「千葉県農地利用集積推進本部会議」が定めた、平成35年度までに新たに担い手へ約4万ha（うち農地中間管理機構の活用約3万ha）を集積し、県内農地面積の5割を担い手が利用することを目的とする。

イ 各地域（農業事務所）における推進地区の設定及び集積目標

各地域段階での農地集積目標達成のため、具体的な推進地区（重点推進地区含む）の選定及び農地集積目標面積等については、各地域農地利用集積推進協議会での協議により合意された内容に沿ったものとする。

(2) 担い手への農地集積の拡大に向けた推進体制の充実・強化

ア 機構支部職員の増員による現地推進体制の強化

機構本部による簡易な農地整備の取組と併せ、機構が借り入れている農地について、農業者からの費用負担を求めずに基盤整備ができる制度の活用や市町村等との連携による担い手への農地集積に向けた話し合いなど現地での推進活動が増加すると見込まれる支部（3支部予定）を2名体制へと増員し、現地における推進体制の更なる強化を図る。

イ 市町村等との連携強化

担い手への農地集積率を平成35年度までに51%とするためには、今後増加する農業者からの申請手続きの窓口業務等を担っている市町村との業務委託の拡大が必要であることから、引き続き、市町村長との意見交換等を行って農地中間管理事業の制度理解による業務委託を拡大し、機構と市町村等との連携強化を図る。

*平成29年度の機構の業務委託状況（18市町村、2団体、7改良区）

ウ 土地改良区との連携強化と推進地区の掘り起こし

土地改良区は農業者にとって身近な存在であるとともに農地や担い手の情報を把握していることから、土地改良区の協力を得ながら、機構関連事業や農地集積への機運のある地区と貸付意向のある農地の情報収集を行って推進地区の掘り起こしへと繋げる。

また、定款変更や業務委託を締結している土地改良区と連携するほか、その他の土地改良区との意見交換等を引き続き行って機構活用のための定款変更や業務委託を拡大し、機構との協力体制の構築を図る。

エ 農業委員、農地利用最適化推進委員との連携

重点推進地区等を担当する農業委員や農地利用最適化推進委員との推

進体制表を作成するとともに農地利用最適化推進委員等へ地域での話合いの場の設定や参加などの現地活動を要請する。

また、農業委員会の同意を得て、総会や部会などの農業委員や農地利用最適化推進委員が集まる場に参加するなど定期的に農地や担い手の情報交換及び共有ができる体制を構築し、機構との連携強化を図る。

(3) 地域における話合いを基本とした担い手への農地集積の推進

人・農地プランや多面的機能支払活動などの話合いの場がある地域や集落営農、経営規模の拡大を志向する経営体が存在するなど農地流動化への機運がある地区の中から地域農地利用集積推進協議会で推進地区・重点推進地区を設定し、関係機関との共有認識の下、地域における話合いを基本とした担い手への農地集積・集約化を進める。

その中で、特に波及効果が高いと考えられる取組をモデル地区として選定し、研修会や事例紹介等を通じて他地区への横展開を図る。

ア 耕作放棄地を含む一団の農地整備の実施による担い手への農地集積・集約化

(ア) 担い手による簡易な農地整備等を契機とした農地の集積・集約化

地域の話合いで自力施工による区画拡大や暗きよなどの農地整備に取り組んでいる大規模経営体や効率的な作業ができる農地への改善意欲がある担い手に対し、短期間で農地整備ができる農地耕作条件改善事業等の活用を提案し、担い手への農地集積・集約化を進める。

(イ) 農業者に費用負担を求めない農地整備事業の活用

担い手や土地改良区との意見交換等から大規模な農地整備が必要と考えられる地域に対しては、機構活用の最大のメリットである農業者に費用負担を求めずに農地整備ができる農地中間管理機構関連農地整備事業を提案し、地域の話合いによる営農ビジョンの作成とその実現に向けた担い手への農地集積・集約化を進める。

イ 担い手に対する機構活用のアプローチの強化

関係機関と連携し、担い手から農地の貸借の情報や周辺農家の農地の利用状況などの情報を得て、新規となる出し手の掘り起こしを行うとともに作業受託などの利用状況にある農地を農地中間管理事業の活用へと誘導する。なお、併せて生産調整への協力も働きかける。

また、集落営農組織については、集落営農推進員等と連携し、生産基盤の確保による安定的な農業経営に向け、法人化と併せて機構を介した農地貸借へと誘導する。

ウ JAとの連携による担い手への農地集積の推進

担い手の体質強化を図るためには、農地集積による生産基盤の確保と併せ、計画的な農産物の生産と販売を行う必要があることから、県及び機

構はJ Aと地域における作付品目や販売方法の検討を行うとともに連携し、規模拡大を志向する担い手の作付意向を確認しながら農地集積・集約化を進める。

なお、園芸品目の拡大など水田の汎用化等による生産基盤の確保が必要となる場合は、基盤整備事業の活用を検討する。

エ 企業等の農業参入による担い手の確保

担い手が不足する地域においては、企業等の農業参入を含めた受け手の確保が必要となることから県及び機構は市町村、土地改良区等と連携し、農地情報の収集を行うとともに受け手となる企業等への情報提供を行う。

オ 基盤整備事業実施中地区の農地集積における機構のフル活用

実施中の地区については、地区の担い手が明確化されており、集積目標を定めた促進計画に基づいて地区自らが担い手への集積を進めることとなっている。その計画を基本に、機構の活用と農地中間管理事業のメリットを説明しながら農地集積の上乗せ等を含め、農業事務所及び機構支部員が連携して地区役員へ働きかけ、理解を得ながら農地集積における機構のフル活用を図る。

カ 利用権更新時における農地中間管理事業活用への誘導

市町村、農業委員会、J Aと連携し利用権の更新期を迎えた農地の地権者及び担い手に働きかけ、再設定をする場合は農地中間管理事業を活用するよう誘導する。

(4) 事業の周知徹底と制度理解の促進

ア 事業の周知

講習会などの人が集まる機会を活用し、事業説明による制度理解を促す。また、農地の出し手である所有者に制度を周知するため、ポスター、パンフレットの作成・配付、広報誌への記事掲載等によるPR活動を行う。

(ア) 事業ポスターの作成、配付 (県・機構・市町村・J A等)

(イ) 事業パンフレットの作成・配布 (県・機構・市町村・J A等)

(ウ) 市町村広報誌、普及だより、J A機関誌等への記事掲載 (県・市町村・J A等)

(エ) ラジオCMによるPR活動

イ 制度理解の促進

担い手や事業の活用実績の少ない関係機関 (市町村、土地改良区、農業委員会等) などとの意見交換会を開催し、制度理解を促進する。

(5) 関連事業

ア 農地耕作条件改善事業

既に区画が整備されている農地の担い手等への農地集約を図るために、

畦畔除去等による区画の拡大や暗渠排水等の簡易な整備を行う国庫事業を活用する。

イ 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進する。

ウ 耕作放棄地再生利用緊急対策

農地貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者を確保、又は、その見通しをもって農地の再生作業等を行う交付金事業を活用する。

エ 条件整備資金融資

機構が農地中間管理権を有する農地において実施する条件整備及び耕作放棄地再生利用に要する経費に充当するため、公益社団法人全国農地保有合理化協会が行う無利子融資を活用する。